○関東地方整備局告示第二百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年六月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＪＩ建築検査センター

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	百々吉太郎

(2)　変更年月日

平成二十六年六月二十日

四　(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

変更前	石井　則久
変更後	岡村　洋次

(2)　変更年月日

平成二十六年六月二十日

○北陸地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十六日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　小矢部都市計画道路事業三・三・一二号　寄島西中野線

三　事業施行期間　自平成二十六年六月二十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県小矢部市西中野字坂東、字小三昧前、字古田及び字沼新字大西島地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十六日

近畿地方整備局長　池内　幸司

第１　起業者の名称　福井県

第２　事業の種類　県道勝山インター線新設工事（福井県勝山市鹿谷町発坂20字尾山地内から同市遅羽町比島24字下島地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福井県勝山市鹿谷町発坂20字尾山、26字抜砥、25字明堂、９字重家垣内、７字境及び６字松山並びに遅羽町比島１字発坂境、４字下山、２字餅ケ谷及び24字下島地内

２　使用の部分　福井県勝山市鹿谷町発坂25字明堂及び９字重家垣内地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県勝山市鹿谷町本郷46字下中野地内から同市荒土町新保５字高山地内までの延長2.65㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道勝山インター線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道勝山インター線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき福井県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき福井県が道路管理者となることなどから、起業者である福井県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、福井県勝山市鹿谷町本郷46字下中野地内の県道篠尾勝山線との接続部を起点とし、一般国道158号中部縦貫自動車道「永平寺大野道路」（以下「永平寺大野道路」という。）の勝山インターチェンジ（以下「勝山ＩＣ」という。）と接続し、同市荒土町新保５字高山地内の一般国道416号との接続部を終点とする延長2.65㎞の主要幹線路線である。

本路線が通過する福井県勝山市は、県立恐竜博物館、スキージャム勝山などの豊富な観光資源に恵まれており、多くの観光客が訪れる県内でも有数の観光地である。

しかしながら、本件区間に対応する福井県勝山市鹿谷町本郷46字下中野地内から同市荒土町伊波21字中之割地内までの県道篠尾勝山線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）等が規定する平地部の県道の最小車道部幅員7.5ｍに満たない幅員狭小区間が約７割が存在していることに加え、荒鹿橋南詰交差点は、えちぜん鉄道勝山永平寺線との踏切も近接してるうえ、五叉路という複雑な交差点形状であることなどから、危険な交差点となっており、自動車の円滑な交通に支障をきたすなど、幹線道路としての機能が十分に発揮していない状況にある。

また、歩道については、約７割の区間に設置されているものの、片側歩道であること、幅員２ｍ未満の狭隘区間が５割以上であることから、歩行者の安全な通行が著しく脅かされている状況にある。

さらに、平成28年度に予定されている永平寺大野道路の全線供用に伴う交通量の増加により、勝山ＩＣでは8,700台／日の出入り交通量が見込まれ、現道において、交通混雑及び交通事故発生の危険性が予想される。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な２車線道路が新たに整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、自転車歩行者道路が整備されることにより、歩行者等の安全な通行も確保することができる。さらに、勝山ＩＣへ直結するアクセス道路としての機能を発揮させることで、北陸及び関西圏への観光圏の拡大が図られ、地域産業の活性化に寄与することとなる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるアラレガコ生息地、環境省レッドリストに絶滅危惧